

協議第15号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

(1) 農業委員会の設置について

新市に1つの農業委員会を設置する。

(2) 農業委員会の選挙による委員の定数について

新市における選挙による委員の定数は30名とする。

(3) 農業委員会の選挙による委員の任期について

案1：3町村の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日までの間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

案2：3町村の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

(4) 選挙区の設置について

特例期間終了後は、旧町村の区域による選挙区を設置して選挙を行う。
選挙区ごとの定数は次のとおりとする。

一の宮町選挙区9名、阿蘇町選挙区17名、波野村選挙区4名